

## 誓 約 書

（あて先）諫早市長

- 1 補助対象製品は申請者（世帯主）の自宅に設置し、適切に維持管理すること。
- 2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過する前に処分する際は、市長の承認を受けること。
- 3 補助対象製品及び買替えに伴い撤去した製品は、関係法令に従って適正に処分すること。
- 4 補助対象製品について、国から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。（高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金は除く。）
- 5 申請者が、諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、必要に応じて暴力団または暴力団員等でないことを確認することについて了承すること。
- 6 諫早市省エネルギー家電購入支援事業補助金交付規程を遵守すること。  
また、万が一、虚偽の申請や不正受給等が判明した際は、誠意をもって市の指示に対応すること。
- 7 市が必要に応じて現地調査等を行う際に拒否しないこと。

諫早市省エネルギー家電購入支援事業補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

令和 年 月 日 住 所  
氏 名  
(世帯主)